

1 安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: 溶解アセチレン(溶剤：DMF (N, N-ジメチルホルムアミド))
供給者の会社名称	: 岩谷産業株式会社
住所	: 〒105-8458 東京都港区浜松町 2-3-1 日本生命浜松町クレアタワー22 階
担当部門	: 保安部
電話番号	: 03-5405-7026
F A X 番号	: 03-5405-7028
緊急連絡電話番号	: 協和ガス株式会社 大阪工場 : 06-6788-5121
推奨用途	: 溶断、圧接、溶射、真空浸炭、原子吸光分析、スカーフィング、加熱、 焼き入れ、焼き鈍し、さび落とし、ガウジング、ろう付け、スクラップ 切断、パウダーカッティング、ガス溶接。
使用上の制限	: 本製品の使用にあたっては該当する各法律に基づき使用すること。
整理番号	: S F - 0 9

2. 危険有害性の要約

【化学品のGHS分類】GHS 第6版準拠

[アセチレン]

物理化学的危険性

- 可燃性ガス : 区分1 (シンボル：炎、注意喚起語：危険)
高圧ガス : 溶解ガス (シンボル：ガスボンベ、注意喚起語：警告)

健康に対する有害性

- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
: 区分3 (麻酔作用) (シンボル：感嘆符、注意喚起語：警告)

[DMF]

物理化学的危険性

- 引火性液体 : 区分3 (シンボル：炎、注意喚起語：危険)

健康に対する有害性

- 急性毒性(吸入：蒸気) : 3 (シンボ区分ル：どくろ、注意喚起語：危険)
皮膚腐食性／刺激性 : 区分2 (シンボル：感嘆符、注意喚起語：警告)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性
: 区分2B (シンボル：なし、注意喚起語：警告)
生殖細胞変異原性 : 区分2 (シンボル：健康有害性、注意喚起語：警告)
発がん性 : 区分1B (シンボル：健康有害性、注意喚起語：危険)
生殖毒性 : 区分1B (シンボル：健康有害性、注意喚起語：警告)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
: 区分1 (肝臓) (シンボル：健康有害性、注意喚起語：危険)
: 区分2 (呼吸器) (シンボル：健康有害性、注意喚起語：危険)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

：区分 1（肝臓）（シンボル：健康有害性、注意喚起語：危険）

※上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない又は分類できない。

【GHS ラベル要素】

絵表示又はシンボル	: 
注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	[アセチレン] : 極めて可燃性の高いガス（H220） : 高压ガス：熱すると爆発のおそれ（H280） : 眠気又はめまいのおそれ（H336） [DMF] : 引火性液体及び蒸気（H226） : 皮膚及び眼刺激（H315+H320） : 吸入すると有毒（H331） : 遺伝性疾患のおそれの疑い（H341） : 発がんのおそれ（H350） : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ（H360） : 肝臓の障害（H370） : 呼吸器の障害のおそれ（H371） : 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害（H372）
注意書き	
安全対策	: 使用前に取扱説明書を入手すること。（P201） : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。（P202） : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 （P210） : 容器を密閉しておくこと。（P233） : 容器を接地しアースをとること。（P240） : 防爆型の機器を使用すること。（P241） : 火花を発生させない工具を使用すること。（P242） : 静電気放電に対する措置を講ずること。（P243） : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 （P260） : 取扱い後は手をよく洗うこと。（P264） : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。（P270） : 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。（P271） : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。（P280）

応急措置	：皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。(P302+P352) ：皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) ：吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) ：眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ：ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) ：医師に連絡すること。(P311) ：気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) ：皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313) ：眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) ：汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364) ：火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378) ：漏えいガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。(P377) ：漏えいした場合、着火源を除去すること。(P381)
保管	：容器を密閉しておくこと。(P233) ：涼しいところに置くこと。(P235) ：施錠して保管すること。(P405) ：日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。(P410+P403)
廃棄	：内容物／容器は勝手に廃棄せず、製造者又は販売者に返却すること。(P501)

GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性

- ：窒息性。酸素濃度 18vol%未満のガスを吸入すると、酸素欠乏が起こり、窒息の徴候（呼吸数増加、疲労感、めまい、意識喪失）があらわれ、酸素濃度 10vol%未満では意識喪失し死亡するおそれがある。
- ：自己分解性(分解爆発性)。高温高圧下では、分解爆発を起こすおそれがある。
- ：噴出するガスを眼に受けると失明するおそれがある。

重要な徴候及び想定される非常事態の概要

- ：大量に漏えいすると、火災・爆発が発生するおそれがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	：化学物質(単一製品)
化学名又は一般名	：アセチレン
慣用名又は別名	：エチン
化学特性（化学式等）	：C ₂ H ₂
化学物質を特定できる一般的な番号	

	[アセチレン]	[DMF]
C A S 番号	: 74-86-2	68-12-2
成分及び濃度又は濃度範囲：98vol%以上（98wt%以上）※溶剤除く		
官報公示整理番号		
	[アセチレン]	[DMF]
化審法	: (2)-14	(2)-680
安衛法	: 公表物質	公表物質
G H S 分類に寄与する成分：アセチレン 0.50kg に対して DMF1kg を安定化溶剤として使用。ガス中には DMF を最大 0.2vol%(0.6wt%) 含有する。		

4. 応急措置

吸入した場合	: 新鮮な空気のある場所に移し、衣服を緩め毛布等で暖かくして安静にさせる。 : 気分が悪いときは、医師の治療を受ける。 : 呼吸が弱っていれば、酸素吸入を行う。 : 呼吸が止まっていれば人工呼吸を行い、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	: 皮膚に刺激を感じた場合は、速やかにシャワー等多量の流水で洗い、医師の治療を受ける。
眼に入った場合	: 噴出するガスを眼に受けた場合は、直ちに冷却し医師の治療を受ける。 : 眼の刺激が持続する場合は、水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。 : 溶剤の DMF が目に入った場合は、一刻も早く洗浄を始め、完全に洗い流す。不十分であると、不可逆的な眼の障害を生じるおそれがある。
飲み込んだ場合	: 口をすすぐ。 : 「吸入した場合」に準ずる。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

- : 酸素濃度 18vol%未満のガスを吸入すると、酸素欠乏が起こり、窒息の徴候（呼吸数増加、疲労感、めまい、意識喪失）があらわれ、酸素濃度 10vol% 未満では意識喪失し死亡するおそれがある。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

- : このガスが漏えい又は噴出している場所では、窒息、健康被害並びに火災・爆発のおそれがあるため換気・散水を行い、必要に応じて陽圧式空気呼吸器を着用する。なお、着火源となり得る非防爆の換気扇等の電気設備は使用してはならない。
- : 消火器等を準備する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 散水、噴霧水、粉末消火剤、泡消火剤等。
使ってはならない消火剤	: 棒状注水。
火災時の特有の危険有害性：可燃性ガスであり、着火爆発の危険性がある。	
	: 燃焼に十分な空気が供給されないとき、不完全燃焼により有毒な一酸化炭素が発生する。
	: 容器が火炎にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動してガスが噴出する。

特有の消火方法

- ：火勢により容器の内圧上昇が激しいときは、容器の破裂に至ることもあり、破裂した容器は飛散し、あるいはロケットのように飛んで危害を与えることがある。
- ：関係者以外は安全な場所に退避させる。
- ：風上から水を噴霧して、容器を冷やししながら周囲の消火を行う。
- ：周辺火災の場合は、容器を安全な場所に移動する。
- ：安全に対処できるならば着火源を除去する。
- ：消火すると漏えいしたガスが滞留・爆発を起こし被害を拡大させるおそれがあるときは、保護具着用の上、風上側より噴霧散水し容器を冷却しながらガスが無くなるまで燃焼させる。消火後も、大量の水を用いて容器を冷却する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

- ：耐火手袋、耐火服等の保護具を着用し、火災からできるだけ離れた風上から消火にあたる。
- ：このガスが漏えい又は噴出している場所では、窒息、健康被害並びに火災・爆発のおそれがあるため換気・散水を行い、必要に応じて陽圧式空気呼吸器を着用する。なお、着火源となり得る非防爆の換気扇等の電気設備は使用してはならない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ：直ちに、全ての方向に適切な距離を漏えい区域として隔離し、ガスが拡散するまで関係者以外の立入りを禁止する。
- ：窒息並びに健康被害の危険を防止するために、換気を良くし、ガスの吸入を避ける。防爆仕様の換気設備があれば速やかに起動して換気し、ない場合は自然通風による換気を行う。
- ：漏えいを止められない場合は、風下の人を退避させ、風通しの良い安全な場所に避難する。
- ：漏えい区域に入る者は、必要に応じて、空気中の酸素濃度を測定管理し、陽圧式空気呼吸器を着用する。

環境に対する注意事項 : データなし

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ：換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈させる。
- ：安全に対処できるならば漏えいを止める。
- ：ガスの供給を遮断し、火花を発しない安全工具を用いて修理する。

二次災害の防止策

- ：周辺での着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)の使用を禁止する。禁煙。
- ：窒息並びに健康被害の危険を防止するため、漏えいしたガスが滞留しないように換気を良くする。
- ：ガスの供給を絶つ。
- ：大量の漏えいが続くようであれば、周囲をロープ等で囲み、立入禁止とする。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

取扱者のばく露防止 : 酸素濃度 18vol%未満のガスを吸入すると、窒息のおそれがある。また、ばく露により健康被害のおそれがある。ばく露を防止するため、換気を良くする。

火災・爆発の防止 : 周辺での着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)の使用を禁止する。禁煙。
: 配管、設備には静電気を除去するためのアースを設ける。
: このガスを使用する設備の安全弁の放出口は、放出されたガスが滞留しない安全な場所に設置する。
: 圧力調整器及び配管等に接続する前に容器弁を開けてはならない。
: 継手部、ホース、配管及び機器に漏えいがないか確認する。漏えい検査には適切なガス検知器、発泡液等を使用する。
: 空気や酸化性ガスと混合し爆発性混合ガスを生じさせない。
: 点検、修理、増設等で工事を行う際は、窒素等の不活性ガスで事前に十分なパージをしてから行う。

: 容器を電気回路の一部に使用しない。
: 容器を熱すると爆発のおそれがある。容器弁等を加熱するときは、40℃以下の温水で温め、バーナー等で直接加熱しない。
: アセチレンの消費設備には、安全器（逆火防止器等）を設ける。
その他の注意事項 : 容器には、充填許可を受けた者以外がガスの充填を行ってはならない。
: 容器の修理、再塗装、容器弁及び安全装置の取り外しや交換等は、容器検査所以外では行ってはならない。
: 容器の刻印、表示等を改変、除去、若しくは剥離してはならない。
: 容器附属品(可溶栓、破裂板等)を操作してはならない。
: 容器の授受に際しては、あらかじめ容器を管理する者を定めておく。
: 使用後の容器は残圧を残し、確実に容器弁を閉め、保護キャップを付けた上で、速やかに販売者に返却する。
: 契約に示す期間を経過した容器及び使用済みの容器は速やかに販売者に返却する。
: アセチレン及び酸素を使用して、金属の溶接・溶断又は加熱を行うときは、労働安全衛生法に従い、ガス溶接作業主任者の免状を有する者又はガス溶接技能講習修了者が行う。
: 環境への放出を避ける。

局所排気・全体換気 : このガスを使用するにあたっては、窒息並びに健康被害のおそれがあるため換気を良くし、密閉された場所や換気の悪い場所で取扱わない。
: このガスを使用するタンク類の内部での作業は、このガスの流入を防ぐと共に十分な換気を行い、労働安全衛生法に従い行う。

安全取扱注意事項	： 高圧ガス保安法の定めるところにより取扱う。 ： 使用するガス関連機器の取扱説明書を入手し、全ての安全注意項目を読み理解するまで取扱わない。 ： 容器の使用前に、容器の刻印、塗装、表示等を確認、内容物が目的のものと異なるときには使用せずに、販売者に返却する。 ： 密閉された場所や、換気の悪い場所では使用しない。万一そのような場所で使用する場合は、酸素濃度が 18vol%未満にならないよう測定管理する。 ： 漏えいし着火しても被害を最小限度にするために消火器を常備する。 ： 静電気対策を行い、作業服、作業靴は帯電防止のものを着る。 ： 容器の充填圧力に見合った機器を使用する。 ： 容器には、転倒、転落等を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いをしない。 ： 容器は横倒しで取扱わない。 ： 容器をローラーや型の代わり等、容器本来の目的以外には使用しない。 ： 容器から直接使用せず、必ず圧力調整器を使用する。圧力調整器は容器弁のネジに合ったものを使用する。 ： 着火の危険性があるため、圧力調整器及び配管等に接続する前に容器弁を開けてはならない。 ： 容器の取り付け、取り外し及びガスの使用にあたっては、ガスが漏えいしないよう注意し、漏えい検査には適切なガス検知器、発泡液等を使用する。 ： 使用開始前及び使用中は定期的に漏えいの有無を確認する。 ： 容器弁の開閉に使用するハンドルは所定のものを使用し、容器弁はゆっくりと開閉する。手で開閉ができないときは、ハンマー等で叩かず、その旨を明示して販売者に返却する。 ： 高圧のガスが直接人体に吹きつけられると、損傷を起こすことがあるため、高圧で噴出するガスには触れない。 ： 使用後は容器弁を完全に閉め、保護キャップを確実に装着する。
接触回避	： 酸化剤（空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等）、銅、銀、水銀あるいはこれらの塩、火気等との反応性を有するため接触を避ける。詳細については、「10. 安定性及び反応性」を参照。 ： 容器にこのガス以外のものが混入した可能性があるときは、容器記号番号と混入物の情報等、詳細を販売者に連絡する。
衛生対策保管 安全な保管条件	： 取扱い後は、手をよく洗う。
適切な技術的対策	： 高圧ガス保安法の定めるところにより保管する。 ： 容器は保護キャップを装着し、風通し及び水はけの良い、乾燥した 40℃以下の場所に施錠して保管し、腐食性の雰囲気や連続した振動にさらされないようにする。 ： 容器は横倒しで保管しない。 ： 充填容器、残ガス容器はそれぞれ区分して保管する。 ： 可燃性ガス、毒性ガス、酸化性ガスの容器はそれぞれ区分して保管する。 ： 周辺での着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)の使用を禁止する。禁煙。 ： 容器の周囲に引火性又は発火性のものを置かない。 ： 保管場所の照明・電気器具は防爆仕様のものを使用する。
混触禁止物質	： 酸化剤（空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等）、銅、銀、水銀あるいはこれらの塩。詳細については、「10. 安定性及び反応性」を参照。

安全な容器包装材料 ： 高压ガス保安法で規定されている容器。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等	[アセチレン]	[DMF]
日本産業衛生学会 設備対策	： 未設定(2024 年版) ： 屋内で使用する場合は、換気を良くする。 ： 必要に応じて、空気中の酸素濃度が 18vol%未満にならないよう測定管理する。 ： ガスが漏えいし、滞留するおそれのある場所には、爆発下限界の 1/4 以下の濃度で警報を発するガス漏えい検知警報設備を設置する。 ： 防爆仕様の機器を設置する。 ： 設備を接地し静電気を除去する。 ： 洗眼器と安全シャワーを設置する。	10ppm(2024 年版)
保護具		
呼吸用保護具	： 必要に応じて、陽圧式空気呼吸器を使用する。	
手の保護具	： 使用形態に応じた手袋を着用する。	
眼、顔面の保護具	： 使用形態に応じた保護眼鏡を着用する。	
皮膚及び身体 の保護具	： 使用形態に応じた作業服を着用する。 ： 袖及びズボンの裾より肌を露出しない。	

9. 物理的及び化学的性質

	[アセチレン]	[DMF]
物理状態	： 圧縮アセチレンガス	液体
色	： 無色	無色～黄色
臭い	： 無臭	データなし
融点／凝固点	： -85℃	-61℃
沸点又は初留点及び沸点範囲	： -81℃	153℃
可燃性	： 可燃性ガス	可燃性液体
爆発下限界及び爆発 上限界／可燃限界	： 2. 5～100vol%	2. 2～15. 2vol%
引火点	： -18℃	58℃
自然発火点	： 305℃	445℃
分解温度	： データなし	データなし
p H	： データなし	6. 7
動粘性率	： データなし	データなし
溶解度	： 1. 2g/L-H ₂ O(20℃)	水に易溶
n-オクタノール／水分配係数 (log 値)	： log Pow=0. 37	log Pow=-1. 01
蒸気圧	： 4. 3403MPa(20 ℃)	515Pa(25℃)

密度及び／又は相対密度	: データなし	0.9445(25°C/4°C)
相対ガス密度	: 0.908(空気=1)	2.52(空気=1)
粒子特性	: データなし	データなし
その他のデータ		
分子量	: 26.04	73.09
最小着火エネルギー	: 0.02mJ	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)により空気中で着火する。最小着火エネルギーは極めて小さく、静電気火花でも着火する危険性がある。
化学的安定性	: 常温常圧では比較的安定なガスである。 : 加熱すると重合することがある。 : 加熱及び圧力上昇により分解し、火災や爆発の危険をもたらす。
危険有害反応可能性	: 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 : 光の影響下では、フッ素や塩素と激しく反応する。 : 銅、銀、水銀あるいはこれらの塩と反応し、衝撃に敏感な爆発性の化合物(金属アセチリド)を生成する。 : 高温高压下では、分解爆発を起こすおそれがある。 : 燃焼に十分な空気が供給されないとき、不完全燃焼により有毒な一酸化炭素が発生する。
避けるべき条件	: 着火源(熱、高温のもの、火花、裸火等の火気)との接触。 : 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)との混合による爆発性混合ガスの形成。 : 高温、高压の条件。
混触危険物質	: 酸化剤(空気、酸素、ハロゲン系ガス、亜酸化窒素等)。 : 光の影響下でのフッ素や塩素。 : 銅、銀、水銀あるいはこれらの塩。
危険有害な分解生成物	: 一酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性 経口	: [アセチレン] 区分に該当しない(分類対象外) : [DMF] 区分に該当しない ラットのLD ₅₀ 値として、 $\geq 3,000\text{mg/kg}$ (EHC 114 (1991))との報告に基づき、区分に該当しないとした。
---------	--

急性毒性 経皮	：[アセチレン] 区分に該当しない（分類対象外） ：[DMF] ラットの LD₅₀ 値として、$\geq 3,500\text{mg/kg}$（環境省リスク評価第 1 巻（2002））との報告に基づき、区分に該当しないとした。
急性毒性 吸入(ガス)	：[アセチレン] 区分に該当しない PATTY（4th, 1994）の 25,000ppm 以下ではヒトに対して無毒性であったとの記述から、区分に該当しないとした。 ：[DMF] 区分に該当しない（分類対象外）
急性毒性 吸入(蒸気)	：[アセチレン] 区分に該当しない（分類対象外） ：[DMF] 区分 3 マウスを用いた試験の LC₅₀ 値が $9,400\text{mg/m}^3/2$ 時間（換算値 4.7mg/L 4 時間、この値は飽和蒸気圧の 90%より低く蒸気と判断される）である（HSDB, 2005）ことから区分 3 とした。
急性毒性 吸入(粉塵、ミスト)	：[アセチレン] 区分に該当しない（分類対象外） ：[DMF] 分類できない
皮膚腐食性／刺激性	：[アセチレン] 分類できない ：[DMF] 区分 2 【分類根拠】 （1）～（6）より、本物質は刺激性を有するとの複数の証拠があることから、区分 2 とした。 【根拠データ】 （1） 本物質をヒトがばく露することによる皮膚刺激性と発疹の症状を示す情報が複数あり、軽微から中等度の皮膚刺激性を示すとの報告がある（ACGIH（2018）、CICAD（2001））。 （2） 本物質と偶発的接触（体の約 20%）した 52 歳男性は、肌を洗淨後、再び着衣し、車で帰宅したところ、45 分後の症状として皮膚の炎症と充血が報告されている（PATTY（6th、2012）、厚労省有害性評価書（2017））。 （3） 工作中本物質に偶発的にばく露した 21 歳及び 28 歳の男性は、手と前腕の紅斑性発疹が生じたとの報告がある（（厚労省有害性評価書（2017））。 （4） マウスの皮膚に本物質 500mg/kg 体重を適用したところ、2～3 時間後に一過性の刺激性がみられ、$2,500$ 及び $5,000\text{mg/kg}$ 体重では軽度の刺激性がみられたとの報告がある（EHC（1991）、NITE 初期リスク評価書（2005）、厚労省有害性評価書（2017））。

- (5) ラットの皮膚に本物質 94, 472, 944mg/kg 体重を適用したところ、944mg/kg 体重で皮膚刺激性を示したとの報告がある(PATY (6th、201))。
- (6) ウサギの皮膚に本物質 100, 200, 400mg/kg 体重を適用したところ、400 mg/kg 体重で皮膚刺激性を示したとの報告がある(PATY (6th、2012))。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

：[アセチレン]

分類できない

：[DMF]

区分 2B

【分類根拠】

(1) ～ (4) より、本物質は刺激性を有すると考えられる。GLP 試験(1) の証拠の重みを踏まえて区分 2B とした。

【根拠データ】

- (1) ウサギを用いた眼刺激性試験 (GLP 準拠、n=6) で本物質原液を適用したところ、1、4 時間後に上眼瞼及び下眼瞼の内側に大きな水疱が見られたが、24 時間後には縮小し、48 時間後には回復したとの報告がある (REACH 登録情報 (Accessed Dec. 2018))。
- (2) ウサギを用いた眼刺激性試験 (n=3) において、本物質原液、10%、50%溶液 (0.9%NaCl) を適用したところ、1 時間後に結膜浮腫及び紅斑が見られたが、6 日後には回復したとの報告がある (REACH 登録情報 (Accessed Dec. 2018))。
- (3) ウサギの眼刺激性試験において、結膜嚢に本物質水溶液 (25%) 0.1 mL を適用したところ影響はみられなかったが、50%水溶液で軽度の刺激性が、75%水溶液及び原液では重篤な刺激性が見られたとの報告がある (EHC (1991)、厚労省有害性評価書 (2017))。
- (4) ウサギの眼刺激性試験において、本物質 0.1mL を適用したところ、中等度の角膜傷害と結膜の充血がみられ、2～3 日後で顕著になり、14 日後には軽度の結膜充血と重篤な傷害、軽度の表面歪み及び下層の血管新生を伴った中等度の角膜傷害がみられたとの報告がある (EHC (1991)、厚労省有害性評価書 (2017))。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

：[アセチレン]

分類できない

：[DMF]

分類できない

生殖細胞変異原性

：[アセチレン]

分類できない

：[DMF]

区分 2

CERI・NITE 有害性評価書 No.8 (2005) の記述から、経世代変異原性試験で陰性、生殖細胞 in vivo 変異原性試験がなく、体細胞 in vivo 変異原性試験で陽性の結果があり、生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験がないことによる。

発がん性

：[アセチレン]
分類できない

：[DMF]

区分 1B

吸入によるがん原性試験の結果、ラットの雌雄に肝臓の肝細胞腺腫と肝細胞癌の発生増加が認められ、マウスの雌雄に肝臓の肝細胞腺腫、肝細胞癌の発生増加が最低用量の 200ppm から、更にマウスの雄に特に悪性度の高い肝芽腫が認められ、ラット、マウスの雌雄とも明らかな癌原性が示された（厚生労働省委託癌原性試験, 2000）。肝臓腫瘍の発生に種差、性差がなく悪性度も高い腫瘍が発生している。この結果に基づき厚生労働省より「N, N-ジメチルホルムアミドによる労働者の健康障害を防止するための指針」（厚労省指針, 2005）が出されている。以上より区分 1B とした。

生殖毒性

：[アセチレン]
分類できない

：[DMF]

区分 1B

CERI・NITE 有害性評価書 No. 8（2005）から、親動物に一般毒性影響のみられない濃度で、次世代に奇形（口蓋裂、外脳症、水頭症、蝶形骨欠損、癒合肋骨、尾欠損）などがみられていることによる。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

：[アセチレン]

区分 3（麻酔作用）

ACGIH（7th, 2001）および Patty（4th, 1994）の、高濃度で麻酔作用を示すとの記述から、区分 3（麻酔作用）とした。

：[DMF]

区分 1（肝臓）、区分 2（呼吸器）

ヒトについては「摂食障害、嘔吐、腹部、腰部、大腿部の痛みがみられ、症状が消えた後でも肝臓で線維化、組織球の集簇」（CERI・NITE 有害性評価書 No. 8（2005））の記述があり、実験動物では「肺胞壁の肥厚」（CERI・NITE 有害性評価書 No. 8（2005））等の記述があることから、肝臓、呼吸器が標的臓器と考えられた。なお実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。以上より分類は区分 1（肝臓）、区分 2（呼吸器）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

：[アセチレン]

分類できない

：[DMF]

区分 1（肝臓）

ヒトについては「肝機能障害」、「アルコール不耐性の兆候が見られた」（IRIS（1990））、「肝障害の増加 AST または ALT の上昇」、「限局性肝細胞壊死、滑面小胞体の微小胞の脂肪変性」の記述があり、実験動物では

「小葉中心性の肝細胞肥大」(NTP TOX22 (1992))、「急性肝細胞傷害を示唆する」、「SGPT 及び SGOT 活性の上昇、幼若動物の肝臓に病理組織学的な変化」(IRIS (1990))、「100ppm 以上:ALP 活性上昇 200ppm 以上:ALT 活性上昇」、「200ppm 以上:肝臓の単細胞壊死」(CERI・NITE 有害性評価書 No. 8 (2005)) 等の記述がある。なお実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲で見られた。以上より分類は区分 1 (肝臓) とした。

誤えん有害性 : [アセチレン]
区分に該当しない (分類対象外)

その他の情報 : [DMF]
分類できない

その他の情報 : 噴出するガスを眼に受けると失明するおそれがある。
: 空気と置換することにより単純窒息性ガスとして次のような作用をする。

空気中の酸素濃度 (vol%)	酸素欠乏症の症状等
18	安全下限界だが、作業環境内の連続換気、酸素濃度測定、安全帯等・呼吸用保護具の用意が必要
16～12	脈拍・呼吸数増加、精神集中力低下、単純計算間違い、精密筋作業劣化、筋力低下、頭痛、耳鳴、悪心、吐気、動脈血中酸素飽和度 85～80%(酸素分圧 50～45mmHg) でチアノーゼがあらわれる。
14～9	判断力低下、不安定な精神状態(怒りっぽくなる)、ため息頻発、異常な疲労感、酩酊状態、頭痛、耳鳴、嘔吐、記憶障害、傷の痛みを感じない、全身脱力、体温上昇、チアノーゼ、意識朦朧、墜落(階段・はしご)・溺死の危険
10～6	吐気、行動の自由を失う、危険を感じても動けず叫べず、虚脱、チアノーゼ、幻覚、意識喪失、昏倒、中枢神経障害、死の危険
6 以下	数回のあえぎ呼吸で失神、昏倒、呼吸緩徐・停止、心臓停止、死

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)

: [アセチレン]

データなし

: [DMF]

区分に該当しない

魚類(ヒメダカ)の 96 時間 LC₅₀>100mg/L(環境省生態影響試験、1995)他から、区分に該当しないとした。

水生環境有害性 長期 (慢性)

: [アセチレン]

データなし

	: [DMF]
	区分に該当しない
	難水溶性でなく(水溶解度=1.00×106mg/L (PHYSPROP Database、2005))、急性毒性が低いことから、区分に該当しないとした。
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

1 3. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

- : 使用済み容器は残ガスを廃棄せず、そのまま販売者に返却する。
- : 容器の廃棄は容器所有者が行い、使用者が勝手に行わない。
- : やむを得ずガスを大気中に放出するときは、高圧ガス保安法の規定に従い、火気を取扱う場所又は引火性若しくは発火性のものを堆積した場所を避け、通風の良い場所で少量ずつ放出する。
- : プロセス中のこのガスの廃棄の場合には、ベントスタックを通して窒素等の不活性ガスで希釈しながら少量ずつ放出する。この場合、火気より十分に離れているベントスタックを使用する。
- : このガスを継続かつ反復して廃棄するときは、滞留を検知するための措置を講じて行う。
- : 容器弁はゆっくりと開閉し、廃棄した後は容器弁を完全に閉め、保護キャップを確実に装着し、容器の転倒、転落等を防止する措置を講じる。
- : 容器弁等を加熱するときは、40℃以下の温水で温め、バーナー等で直接加熱しない。

1 4. 輸送上の注意

	[アセチレン]	[DMF]
国連番号	: UN1001	UN2265
品名 (国連輸送名)	: ACETYLENE, DISSOLVED アセチレン(溶解したもの)	N, N-DIMETHYLFORMAMIDE N, N-ジメチルホルムアミド
国連分類	: クラス 2.1 (引火性高圧ガス)	クラス 3 (引火性液体類)
容器等級	: 非該当	III
海洋汚染物質	: 非該当	非該当
MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	: 非該当	有害液体物質 (Y 類物質)

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

- : 高圧ガス保安法の定めるところにより輸送する。
- : 容器は横倒しで輸送しない。
- : 車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人にイエローカードを携帯させる。

- ：容器を車両に積載して輸送するときは、運転席から独立した荷台に積載し、車両の見やすい所に「高压ガス」の警戒標を掲げ、消火器、防災工具等を携行する。
- ：容器は保護キャップを装着し、漏えいのないものを積み込み、転倒、転落、衝撃等を避けるべく荷崩れの防止を確実に行う。
- ：容器は 40℃以上にならないように、温度上昇防止措置を行う。
- ：塩素ガスの容器と同一の車両に積載して輸送してはならない。
- ：酸化性ガスと混載するときは、容器弁の方向を反対に向けるか、間隔を十分にとる。

国内規制がある場合の規制情報

陸上規制情報

- 高压ガス保安法 : 法第 23 条(移動)
: 一般高压ガス保安規則第 48 条(移動に係る保安上の措置及び技術上の基準)
- 消防法 : 法第 16 条(積載方法及び運搬方法)
: 危険物の規制に関する政令第 29 条(積載方法)
: 危険物の規制に関する規則第 46 条(危険物と混載を禁止される物品)第 1 項第 2 号 ; 高压ガス
: 危険物の規制に関する規則別表第 4(混載を禁止されている危険物)
- 道路法 : 法第 46 条(通行の禁止又は制限)
: 施行令第 19 条の 13(車両の通行の制限)第 1 項第 2 号 ; 高压ガス
: 施行令第 19 条の 13(車両の通行の制限)第 1 項第 5 号 ; 危険物[DMF]

海上規制情報

- 船舶安全法 : 法第 28 条(危険物等の規制)
: 危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条第 1 号(危険物)ロ ; 高压ガス
: 危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条第 1 号(危険物)ハ ; 引火性液体類[DMF]
: 船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第 1 ; UN1001 及び UN2265
- 港則法 : 法第 20～22 条(危険物)
: 施行規則第 12 条(危険物の種類)
: 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示別表第 2 号イ ; 高压ガス
: 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示別表第 2 号ロ ; 引火性液体類[DMF]

航空規制情報

- 航空法 : 法第 86 条(爆発物等の輸送禁止)
: 施行規則第 194 条(輸送禁止の物件)第 1 項第 2 号 ; 高压ガス
: 施行規則第 194 条(輸送禁止の物件)第 1 項第 3 号 ; 引火性液体[DMF]
: 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示別表第 1(輸送許容物件) ; UN1001 及び UN2265

緊急時応急措置指針番号 : [アセチレン]116
[DMF]129

15. 適用法令

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

化学物質排出把握管理促進法 (P R T R 制度)

: 施行令別表第 1(第一種指定化学物質)[DMF]

労働安全衛生法

: 法第 57 条、施行令第 18 条(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

	[アセチレン(2026 年 4 月 1 日以降)][DMF]
	: 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2(名称等を通知すべき危険物及び有害物)
	[アセチレン(2026 年 4 月 1 日以降)][DMF]
	: 法第 57 条の 3(危険性又は有害性等を調査すべき物)
	[アセチレン(2026 年 4 月 1 日以降)][DMF]
	: 施行令別表第 1(危険物)第 4 号; 引火性の物[DMF]
	: 施行令別表第 1(危険物)第 5 号; 可燃性のガス[アセチレン]
	: 施行令別表第 6 の 2(有機溶剤)[DMF]
	: 労働安全衛生規則第 577 条の 2; がん原性物質[DMF]
	: 労働安全衛生規則第 594 条の 2; 皮膚等障害化学物質等[DMF]
毒物及び劇物取締法	: 非該当
その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報	
高圧ガス保安法	: 法第 2 条第 2 号; 圧縮アセチレンガス
	: 一般高圧ガス保安規則第 2 条第 1 項第 1 号; 可燃性ガス
	: コンビナート等保安規則第 2 条第 1 項第 1 号; 可燃性ガス
消防法	: 法別表第 1(危険物); 第 4 類 引火性液体 第 2 石油類 水溶性液体[DMF]
	: 危険物の規制に関する政令第 1 条の 10(届出を要する物質の指定); 圧縮アセチレンガス 40kg
大気汚染防止法	: 法第 2 条第 4 項(揮発性有機化合物)[DMF]
道路法	: 14. 輸送上の注意の通り。
船舶安全法	: 14. 輸送上の注意の通り。
港則法	: 14. 輸送上の注意の通り。
航空法	: 14. 輸送上の注意の通り。

16. その他の情報

引用文献

- 1) 職場のあんぜんサイト (GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報)
: 厚生労働省 (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.Aspx)
- 2) SDS・ラベル・イエローカード
: 日本産業・医療ガス協会
(https://www.jimga.or.jp/business/sds_label_yellowcard/)
- 3) 高圧ガスハンドブック: 日本産業・医療ガス協会
- 4) 緊急時応急措置指針 : 日本化学工業協会
- 5) 国際化学物質安全性カード (ICSCs)
: 国立医薬品食品衛生研究所 (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)
- 6) NITE-化学物質管理分野
: 製品評価技術基盤機構 (<https://www.nite.go.jp/chem/index.html>)

記載事項の取扱い	: この安全データシートの記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成していますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。 : 記載事項は通常の取扱いを対象にしたものでありますため、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。
----------	--

- : すべての化学製品は「未知の危険性、有害性がある」という認識で取扱うべきであり、その危険性、有害性も使用時の環境、取扱い方、保管の状態、及び期間によって大きく異なります。ご使用時はもちろんのこと、開封から保管、使用、廃棄に至るまで、専門知識、経験のある方のみ、又はそれらの方々の指導のもとで取扱うことを推奨します。
- : ホームページ等への転載、当製品をご使用にならない方への提供はお断りします。